

## 【各事業実施近隣市町村】

市町村	窓口	耐震診断		耐震改修
		木造住宅	マンション	
井手町	建設課	●		●
宇治市	建築指導課	▲		
宇治田原町	都市計画課			
京田辺市	計画建築課	●		●
京都市	建築指導課	▲	▲	
	住宅政策課			●
久御山町	総務課	●		
城陽市	都市計画課	●		●
八幡市	住宅課	●	●	
京都府	建築指導課 建築防災・安全担当			

※京都市と宇治市は独自の耐震診断事業

### 【京都府】

#### ■耐震診断士派遣事業～建物が大きな地震に対してどの程度耐えられるかの目安を判定～

対象住宅:	①昭和56年5月31日以前に着工したもの
	②木造住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの
	③自己診断の結果、倒壊などの危険性が高いもの
補助内容:	①府に登録された京都府木造住宅診断士を市町村が派遣して耐震診断を行う
	②無料で耐震診断などを実施する(交通費相当分の定額負担有り)

#### ■耐震改修助成事業

対象住宅:	①昭和56年5月31日以前に着工したもの
	②耐震診断の結果1.0未満→改修の結果1.0以上となるもの (建築物の構造上、居住性が著しく悪化する場合は0.7以上)
	③30戸/ha以上の密集市街地など
	④木造住宅で延べ床面積の2分の1以上が住宅として使用している
補助内容:	耐震改修(設計・工事)に要した経費の2分の1を補助(但し、60万円を限度とする)

【京都市】

■京都市木造住宅耐震診断士派遣事業

対象:	①昭和56年5月31日以前に着工又は建築されたもの ※昭和25年以前に建築された京町家は別に京町家耐震診断士派遣事業を利用	
	②軸組工法による木造の一戸建てまたは長屋建て	
	③地上3階建て以下(地下の鉄筋コンクリート造の車庫等であるものを含む)	
	④延べ面積が200㎡(地下にある車庫の面積は除)以下のもの 長屋建ては各住戸の延べ面積が200㎡以下、なおかつ1棟の延べ面積の合計が500㎡以下のもの ※伝統的建築物郡保存地区内の建物は200→500㎡	
	⑤延べ面積の2分の1を住宅として使用している	
	⑥過去に耐震改修を行っていない	
	⑦借家人などの同意を得ているもの	
	自己負担金:	2,000円 (派遣された耐震診断士に直接2,000円を支払う)
	調査内容:	・目で見える範囲の調査(非破壊調査)と聞き取り調査 ・2~3時間程度(結果は1ヶ月後郵送)
必要書類:	①申込書	
	②付近見取り図	
	③対象建物の平面図、又は略平面図(間取り図)	
	④長屋建て時は所有者全員の派遣同意書	
	⑤借家時は借家人全員の派遣同意書	
	⑥対象建物の外観写真	
	⑦チェック用紙	
申し込み先:	(株)京都すまいづくりセンター(京都市すまい体験館内) 京都市南区東九条南烏丸町35-6 ※建物の所有者に限る	

■木造住宅耐震改修助成制度

対象:	①昭和56年5月31日以前に着工されたもの
	②空き家でないもの(居住予定は対象)
	③延べ床面積の2分の1を住居として利用
工事の条件:	耐震診断の結果、構造評点1.0以下
助成額:	①②のどちらか低い額
	①耐震改修設計・工事費用の2分の1
	②60万/戸
予算枠:	10件/年度
	※今年度4月1日からの申し込みでしたがすでに11件ほどの申し込みがある様です。例年は枠の半分ほどの申し込みでしたが今年度は増加している。原因としては工務店さんに広がっておりお客様に提案しているのではないか?という事でした。
必要書類:	～診断後の事前協議時
	①事前協議書(*)
	②付近見取り図
	③現況平面図
	④耐震診断書
	⑤登記簿謄本等の建築年月日を確認できるもの
	⑥住民票・登記簿謄本等の居住・所有を確認できるもの
	～改修計画後の交付申請時
	①交付申請書
	②付近見取り図
	③現況平面図
	④改修計画図
	⑤耐震診断書
⑥耐震改修計画書(*)	
⑦交付申請額算出書(*)	
⑧耐震改修に係る見積書	
	(*)の書類は所定の様式あり